

第 15 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 25 日（水） 8 時 58 分～10 時 09 分
2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

- ①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ④矢櫛 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

- 小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

- ③高原 熊夫

5 議事日程

- 諮問第 11 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 35 号 農地法第 3 条に基づく許可の取消しについて
議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 37 号 非農地証明願いについて
議案第 38 号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 事務局長 下脇 一博
管理係長 平瀬 修治
主 査 岩崎 展幸
主 任 川畑 幸博
○農政林務課 主 査 高口 良輔

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第15回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、10番 中野 和徳 委員、11番 石原 勇一郎 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第15回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。9月3日に脇本地区公民館において、地域の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に〇〇委員をはじめとする6名の農業委員、推進委員を含む45名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、〇〇委員と〇〇委員が9月11日に薩摩川内市にありますSSプラザせんだいで開催された県農業委員会女性委員の会総会に参加するとともに、翌日の9月12日には、薩摩川内市内の事業所での視察研修に参加いたしました。

次に、9月24日に農村環境改善センターで行われた令和6年度農村環境改善センター運営協議会に私が出席しました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第11号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（高口 良輔）

諮問第 11 号農用地利用集積等促進計画（案）について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和 6 年 12 月 1 日貸付開始分の申請であり、10 月 10 日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地の筆数が 22 筆、面積 15,816 m²となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受ける耕作者は 8 名であり、認定農業者が 6 名、地域の中心的な担い手が 2 名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

議長（田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第 11 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第 5、議案第 35 号 農地法第 3 条に基づく許可の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（平瀬 修治）

それでは、議案第 35 号について御説明いたします。

総会資料の 3 ページを御覧ください。

令和 6 年 7 月 25 日開催の第 13 回農業委員会総会において承認された大川〇〇番、外 1 筆の畑、合計面積 536 ㎡について、許可の取り消し願いが提出されました。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

大川〇〇番の畑の一部が大雨により崩れたため、契約不成立となったことから、許可の取り消しとして提案するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、許可を取り消すことに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 6、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 36 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

総会資料は 5 ページ、地図は 1 ページから 3 ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所から北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5番 白濱 和利 委員

委員 (白濱 和利)

議案第36号に係る調査結果について報告します。

調査は、9月10日に、6番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側と南側は雑種地、北側は道路、西側は太陽光発電施設に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、敷地境界にはフェンス設置工事をするなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、事務局から申し出がありますので、総会を一時中断し、協議会に移ります。

～ 協議会 ～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、総会を再開します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 37 号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがいまして、本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 38 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 38 号 令和 6 年農用地利用集積計画書 第 9 号について、説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 9 月 30 日となります。

今月は、所有権移転が 1 件のみとなります。

整理番号 1 の譲受人は、出水市で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は古里区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 167㎡を露地野菜の耕作を目的として、売買

による所有権移転となっております。

以上、所有権移転1件について、説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (中野 和徳)

〇〇さんは、今回の申請地の近くに農地を持っていますか。

事務局 (川畑 幸博)

先ほど説明しましたが、〇〇さんは、出水市で認定農業者となっており、阿久根市には、農地を所有もしていないし、借りてもいません。今回、新たに阿久根市で農地を借りて耕作をしていきたいとのことでした。

議長 (田嶋 輝男)

阿久根市で農地を広げていきたいということですか。

事務局 (川畑 幸博)

広げていくとは聞いていません。もともと、〇〇さんが造園業を営んでおり、今回の申請地に露地野菜と一緒に樹木等も植えていきたいと伺っています。場所柄、広告媒体にも活用したいとのことでもあります。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 (樫八重 玲子)
脇本地区の農地について、御相談をしたい。

議長 (田嶋 輝男)
総会を一時中断し、協議会に移ります。

～ 協議会 ～

議長 (田嶋 輝男)
総会を再開します。

議長 (田嶋 輝男)
それでは、以上をもちまして、第15回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 10時09分

議事録署名日 令和6年10月25日

農業委員会会長 _____ 田嶋 輝男 _____

議事録署名人 _____ 中野 和徳 _____

議事録署名人 _____ 石原 勇一郎 _____

書 記 _____ 下脇 一博 _____